



経営形態としての生業と家業

平井, 泰太郎

(Citation)

国民経済雑誌, 59(2):171-192

(Issue Date)

1935-08

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00054887>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00054887>



經營形態としての生業と家業

平井 泰 太 郎

一、問題の提起

二、生業及び家業の性質

- (1) 生 業
- (2) 家 業

三、中小經營の本質

- (1) 中小經營の從來に於ける意義
- (2) 右批判

四、結 語

一

昭和十年五月、山口高等商業學校に於ては、其光輝ある開校三十週年を記念する催の一として、日本經營學會の山口大會を開催せられたのである。筆者も亦、其記念講演會の席末を汚すの光榮を與へられたのであるが、其時私は『生業と家業』と云ふ問題を捉へて、平素の所懐の要領を申述べ、學界諸先輩に教を乞うたのである。其講演の要領は、やがて日を改めて同校に於て公刊せらるゝ豫定になつて居る様であるが（此小文に論及し得なかつた部分もあるから併せ参照せられたい）、其時私の提示し様と思つた問題は次の如くである。

經營形態としての生業と家業

一、現在、經營學に於ては、主として營利企業、特に資本家的大企業を捉へて問題とするのであるが、果して之で現代經濟生活の實相を説明し、事業經營の研究を對象とする經營學の任務を果し得るものであるかどうか。例へば、現時に於て大いなる問題となりつゝある中小經營の存立、及び之が大經營との交渉、關聯の如き、或は一般的なる非營利事業を問題とすることより回避して、所論の正鵠を期し得るであらうか。私は、どうしても企業以外に、或は企業と相並んで存する生業又は家業と云ふものを、併せて研究する必要を感ずるのである。經營學に於て對象となるものは、企業のみに非ずして、生業及び家業を含む意味に於ての、廣く一般の事業經營を問題とせざるを得ないと考へるのである。附言して置くが、企業の内にも亦、私業として營するゝ營利中心のもの以外に、之と區別せらるべきものとして、公共の利益を目標とするもの——即ち假りに公業とも名付け得べきものがあることを考へて居るのであるが、此の點に就ては今此處には觸れない。

二、從來、經濟學及び經營學に於て、通説的に考へられて居る論議の一つに、所謂企業と家政との分離と云ふ學説がある。産業革命以後、企業と家政とは完全に分離せられ、其双方に於て夫々異なる經濟單位が成立つと共に、其兩側面に於ける經濟主義は、自ら相異なるものがあるとせらるるのである。即ち一方は營利原則 (Erwerbsprinzip) に支配せられ、他方は欲望充足原則 (Bedarfsdeckungsprinzip) に支配せらるゝものであるとなすが如くである。所謂収益性原理 (Rentabilitäsprinzip) 、

或はニックリッシュ教授(Heinrich Nicklisch)等の流を汲む經濟性原理(Wirtschaftlichkeitsprinzip)の如きは、畢竟、前者を意味するものに屬すると考へらるゝのであり、所謂衣食主義(Nahrungsidee)等の語に依つて後者が指し示さるゝこともあるが、畢竟之等が、生活原理に導かるものであることを意味するのである。之等夫々の言葉の有する意味に就ては、既に以前より學界に於て周到なる吟味と、従つて多くの論争をさへ生起したことのがあるものであるが、何れにしても、其論議の中心に企業と家政との分離を基調とする構想が横たはつて居ることを見逃すことが出来ない。然し、之に就て私は、どうも完全なる會得が出来ないのである。或は、形式論理としては正しいのかも知れないが、事實を説明しない部分がある様に思はれるのである。私の事實に對する認識が誤つて居るのかも知れないが、假りに、若し此說に依つて事實を説明し得ない部分がありとするならば、理論としても亦、修正を要するものがあるのではないか、と考へるのである。之に對して疑問を提出して見たいと云ふのが第二の要點である。

詰り私の疑問は斯う云ふ所にある。果して企業は、所謂營利原則にのみ支配せられて居るか。家政は、所謂生活原則にのみ指導せられて居るか。兩者は、若く裁然と分離せられて居るものであらうか。現代の資本家的なる企業形態の本質に關する説明に就ても疑の存するものがあるが、況や生業及家業に至つては、尙更に疑がある。一方には營利原則にのみ支配せらるゝ企業の存在を否定したく思

ふと共に、所謂生活原理に對して今一步掘下げざるべからずとなす要求を持つ。

現在の經濟學は、假設的な經濟人 (*Homo oeconomicus*) を前提とせぬ傾向に向つて居る様に思はれるのであるが、我々は企業を理解するに就て、計算的、且形式的なる『經濟單位』を想定して、假設に基く論議をなすべからざる義務を有するのではなからうか(經營學入門、二七三頁)。私は、經營の計算に就ても亦、多少の意見を持つて居るが、計算と云ふもの自體が既に左様のものではない様に考へて居る。事務的な計算に於ては、成程假設的な部分もあるが、之は單純な計算の便宜の問題のみである。之を判斷し、經濟する (*bewirtschaften*) 經營者は、斯くの如き計算の上にのみは基いて居ないのである。同時に今日の家政經濟 (*Hauswirtschaft*) は單純なる封鎖的、自給經濟的のものであり得ない。技術的な分野は、家政に於ても其本領ではない。家政經濟は市場經濟と交渉を持つことに依つてのみ存在して居る。其經營者 (*Bewirtschaftet*) は、同様、技術的な計算にのみ基かずして、計慮 (*Erwägung*) を行つて居るのである。此處にこそ經營經濟 (*Betriebswirtschaft*) なるものゝ本質を見出さなければならぬのである。從來の企業と家政との分離に關する學説は、果して此點を正しく説明し得るか。

三、今日、所謂中小經營の問題が頗る執心に研究せられて居るが、謂ふ所の中小經營とは何であるか。之に就ては二つの側面から問題が提起出来る。從來、所謂企業と經營との異同に就て、多くの議論が重ねられて來て居るのであるが、從來の經濟學に於ける通説は、ゾムバルト教授 (*Werner Sombart*)

等に倣ひ、一方を價值増殖の團體 (Verwertungsgemeinschaft) なりとし、他方を作業團體 (Arbeitsgemeinschaft) であるとなすものゝ如くである。經營學者の間に於ても亦、之に導かれて類似の考に出發する議論をなす人は頗る多いのである。此議論に就ては、今此處に一々詳しく觸れることを省略し度いと思ふのであるが、尠く共、今日の中小經營を説明する爲の概念規定としては不適當のものがある如くである。之が第一の問題である。第二の側面としては、中小經營と大經營との區別は、何に依つて求めらるべきか、と云ふことである。論者によつては、之を程度の差と考へ、又或は事務的な計數的な差異の如く考へて居るものもあるのであるが、果して夫で良いのであらうか、と云ふ問題である。私は色々考へた結果、第一の問題に就ては、經營學の對象となる經營は、斯くの如き技術的な作業團體には非ずして、一般の個別經濟 (Einzelwirtschaft) なりとなす者であることは、既に多くの機會に於て説明を加へた所である。(例へば、『經營學的考察の吟味』國民經濟雜誌第四十七卷第四號、及び四十八卷第四號。『經營學入門』第二講經營學の對象としての經營―昭和七年千倉書房版)。大經營と中小經營の差に就ても、之を其個別經濟の經濟的性質の相異に求めんとするのである。即ち、此處に謂ふ生業と家業と、而して企業との差に求むるを妥當とすべしと考ふるのである。

生業と家業との概念は決して新しい着想ではない。既に以前から様々なる形に於て、經濟學者が取上げて居つた問題である。又、其言葉自體も、今突如として造出されたものではないのであつて、極く有り觸れた日常の用語に過ぎないのである。只從來、一般の經濟的研究、殊に經營學的研究の領域の

如きに於て、企業中心の考察が指導的であつた結果、暫く忘れられて居つたものだと思ふのである。然し、今や營利主義經濟の再吟味と共に、我々は非營利經濟の檢討を再び開始せざるべからざるに際會して、改めて生業及家業を取上げるのが便宜に適ふと思ふのである。

生業及家業を企業と相並び、又相結んで取扱ふことは、其極く素描的な試みを、私の小著『經營學通論』(昭和十年千倉書房版)(商學全集第三卷)に於て書き留めて置いたのであるが、尙明かならざりし點もあり、前述の山口高等商業學校に於ける講演筆記の一斑を補ふ意味に於ても、若干の要點を記したいと思ふのである。甚だ素朴なる構想ではあるが、私の質疑に對して、先學諸氏より叱正を加へらるゝ機會を持ちたいと思ふ趣旨に過ぎないのである。

二

1 生 業

此處に生業と稱せんとするのは、一の業務が營まるゝに就て、主として特定の個人の有する勞力又は能力、即ち、技能を利用することに依つて、之を行ふものを指し示さんとするのである。生業と云ふ文字は、學界に於ては必ずしも廣く用ひられて居るものではないが、古來より存する業(なりはひ)と云ふ言葉は、恰も生業を指すものと考へられるのである。多くの手工業者、小農、特に小作、小商人、ブローカー、自由職業者の如きは生業を營む者の例である。

生業も亦、一個の經營であるから、一般の經營に於けるが如く（經營學通論 八八頁）、一定の設備と、計算とを有し、經濟上の獨立を持つて居ることは當然であり、或場合には、家族其他の同身一體としての補助者を有することもあるのであるが、主たる所は、主人、及び其妻子、若くは主婦及び家族の勞力又は能力即ち、技能を中心として、其存在を持つ所に特徴があるのである。企業に於ては、通常の場合、其有する資本の力を利用し、又或は關係者の行爲の意識的統一を計り、市場經濟に對して直接的に關係を持ち、經濟上の危險負擔をなすことに依つて業務を營み、收益を擧ぐることを目標とするものであるに對して、生業の場合に於ては、必ずしも雇傭者を有せず、資本の力に依る業務の運營をなさざる所に、區別がある。

生業を營む者も、之を市場經濟的に見れば、主として自己の技能を賣ることに依つて、收得を得るのであるが、一定の賃銀、報酬を得る勞務者又は俸給生活者とは異り、一個の技能者としての獨立の事業主體である所に、又一の特徴があるのである。賃銀勞働者又は俸給生活者は、經營職能の一部を分擔する意味に於ては、特殊専門家としての質的差別を有することは事實であるが、一般的に云へば、寧ろ量的存在として經營の業務に参加し、多くは機構化（通論、二三頁其他）の對象となつて居るのである。その得る收得も亦、必しも確定的のものではないが、雇傭者が一應の保證をなして居る點に於て、生業を營むものと異つて來るのである。即ち、之を極言すれば、此兩者の間に、獨立の人格的存在とし

て魂を打込み得る地位にあるか (Beseltheit)、組織の一員として行動し、魂を置き忘れざるべからざる存在となつて居るか (Entseltheit) の差異の存することは、一應認めて置かなければならぬ。

尤も、生業者の内にも、企業に對して從屬的地位を持ち、賃銀制度の變形としての請負をなすに止り、單純なる量的存在と化せるものがあり、企業内に於ける勞務者又は從業者の中にあつても、獨立の存在と一定の自由を持つ者もあるが、之は自ら經營形態の進化に基いて、之を調和的に抱擁し得るに至つた Variation である。

生業に於ても、前にも一言したるが如く、妻子其他の限られたる補助者が手傳ひをなす場合もないではないのであるが、主たる所は、主人の技能を中心として成立つて居るものであるから、補助者は全く文字通りの意味に於て、補助者たるに止り、繼續的な組織の要素が確定せず、寧ろ近代的なる意味に於ての組織を有しないものである。家内に於て所謂『アダムが土を掘ればイヴが糸を紡む』 („Adam delves and Eva spins“) と云ふ状態にあるのは、分業の概念とは異なるのである(通論、一、九八頁)。主人一人が仕事をなし、主人一人が責任を負ひ、主人一人の技能に依つて業務を成立せしめ、寧ろ、主人が其働きに依つて、家族其他の補助者を扶養すると云ふ基礎の上に立つものである。此の意味に於て、生業は一人經營 (Alleinbetrieb, One-man business) の概念と一致する。

生業に於ては、其經營の指導精神は營利と云ふことに存せずして、其意識は生活の維持と云ふ所に

存在して居る。寧ろ技能を發揚することの内に、自らの生活の充實を見出しつゝある。其經濟意識は、必要なる衣食を得、口糊くちうぎをなし、必要なる限度の生計を維持せんとする所にある。舊來より業なりはひを立つることを、渡世、糊口の道の如き言葉を以て稱せらるゝのは、恐らくは此謂である。ゾムバルト教授が、手職の經濟 (Handwerk als Wirtschaftssystem) を説くに當つて『Idee der Nahrung (衣食主義又は糊口主義) に依て支配せらる』(Der Moderne Kapitalismus, Bd. I. I. Kap. 12, S. 188, IV Aufl.) と稱するものと同じ意味であらう。

尤も生業の文字を用ふることは、經濟學者の間にあつても、稀ではないのであつて、例へば、坂西由藏博士が、三十有餘年の昔に於て、『企業論』初版、明治三十七年同文館刊。博士の企業理論は、現在改造社版、經濟學全集第七卷中に改訂の上納められて居る。但し、生業に關する部分は新著に於て改つて、を著された當時にあつては、生業の文字を用ひられて居り、最近に於ても、谷口吉彦博士は、小工業問題を論ずるに當つて、之に關説して居るのである。『家内工業と吾が國民經濟』(社會政策時報一七五號、昭和十年四月)

2 家 業

私が家業と稱せんとするのは、一定の家産を有し、家族及び従業員が、主人の個人的なる指揮監督の下に、業務を營んで居るものを指さうと云ふのである。多くの場合に於ては、血族團體、又は家族團體を中心とし、之に血族、又は家族と同一の觀念の下に、其團體内に取入れられたる家の子、郎黨と共に、先祖累代より受繼がれたる業務を營むものである。元より其營む業務にも、時代と共に多少の

推移があり、又時としては、組成員の同意を前提として、當主に依つて新たな業務が選ばれることさへも絶無ではなく、其構成及び秩序に於て一樣ならざる場合を生ずるのは當然ではあるけれども、主たる所は、團體組成員が、身分的に共同の生活關係をもち、主人の親權(Patriarchy)に依つて業務の運営が規制せらるゝ所にあるのである。主人は團體の不可分的なる體現者であつて、全員の利害を代表し、全員の生活を維持するの責務を負擔する。組成員の間に一定の階序があり、仕事に分擔が行はるゝこともあるが、多くは其分擔が身分に依つて定まつて来る。其夫々の人達の仕事を助くる意味に於て全員が協同するのである。必しも近代的なる意味に於ける能率と收益とが、組成員の收得を規定する標準となるものに非ずして、身分に應ずる生活の必要と、保障とが基準となるのである。市場經濟との關聯に於ては、業務自體として、主人の權利と云ふ形式を以て營するゝことがあるが、主人自らの權利を營むものに非ずして、家業の代表者として業務を營み、主人即家業と云ふ意識が中心となつて居るのである。業務自體が生活と密接なる關係を有し、業務即生活の状態となつて居る。成果は殊更に分配の形式を必要とせずして、金給と共に、物給並びに生活に必要な設備及び物資の給與が行はれ、相互扶助、共存同榮の精神に依つて指導せられて居る。例へば、農家の經濟、多くの家内工業(House Industry, Hausindustrie)、問屋其他の中世的商家の如きは家業の範疇に屬するものである。

此際に於て、主人、番頭、徒弟、下女下男、お出入りの人々の如きさへもが、一體となつて業務に

従事して居るのであるが、此人達は、必しも近代的なる俸給生活者又は賃銀労働者の意味に於ける雇傭者には非ずして、家族の一員として考へられて居るのである。舊來の徒弟制度、丁稚制度の如きは、其本來の意味に於ては、子弟が家内に成長し、分家をすると同じ經路を踏んで『暖簾分け』せられて居るのである。學者の所謂“Väter Weise”とは近代工場に於ける溫情主義とは同一に非ずして、文字通りの意味に於て『親の子に對するが如き狀態』に依つて、組成員の面倒を見ることを意味するものである。純粹なる意味に於ての『親分』『親代り』の文字は、此意味に外ならないものである。

斯くの如き家業も、業務が相當の規模となり、關係者も亦、増大し、或は分家、お出入りの關係等を生ずるに従つては、業務の運營又は生活關係に就て、一定の秩序を生ぜざるべからざる必要に迫られる。店と奥、母屋と隠居との區分、本家分家別家の差別、親店子店、『親類扱ひ』等々の區別の如きが生れて來る。但し、此差別は絶對的のものではなくして、當主は、店主又は業主であると共に、家長であり、又此總べての關係者を統綜する意味に於ての主人なのである。業務と生活、然も總ての關係者の經濟が統一せられたる一定の結び付きを持つて居るのである。一應、夫々の單位に依つて計算の區別があり、『獨立』の經濟が營まれては居るが、全體として又生活本位なる經濟單位たることを度外視して居ないのは注意すべきである。

主人、番頭、手代、徒弟、家族は、業務に従事するが、終生其生活關係をも共にし、吉凶禍福に就

て、共に慶び共に悲しむのである。男子が業務に従事すると共に、家族たる女子も亦、當然に之に關聯を持つのである。例へば、主婦は、店と奥とを兼ねる臺所の支配にも亦當り、親類、縁者、番頭、お出入りの家族の面倒を見る任務をも負擔するのである。御寮人の地位は、俸給生活者の場合に於ける主婦の地位とは異り、業務の側面に對しても亦、缺くべからざる參加者としての斯くの如き性質を持つことを理解することに依つてのみ諒解し得るのである(通論、九、七頁註)。分家、別家、子店、隱居等は必要に應じて親店、又は母屋の補助經營となり、或は業務の緩急を調節する遊星經營(通論、二、〇〇頁)の地位を持つ。其内部關係は村落經濟的(Dorfwirtschaft)なるものである。組成員間の地位、階序及び職分の分擔關係は、傳統主義(Tradionalismus)に依つて定められる。其組織の構成は、經驗に依つて定まり、近代的經營に於けるが如く、成文的に非ず、従つて完全なる意味に於ては、除外原理(Exception Principle — 通論(二〇六、二二三頁))は認められて居ないのである(通論、一、九〇頁)。此意味に於ては、一人經營に準ずるものである。但し、此場合に於ける『一人』は、個人としての主人を意味するには非ずして、經營を體現する一人である。所謂、單獨企業(Einzelunternehmung — 通論、一、一八頁)の性質は斯くの如く説明せらるべきである。即ち、近代的經營が個人主義(Individualismus)を基調とするに反して、寧ろ連帶主義(Solidarismus)が其の指導精神なのである。

尤も、家業經營も亦、近代的なる形に於ては、夫自體の發展に依り、又は他の經營及び廣く一般の

市場經濟との關聯に於て、多くの點に就き補正を受けざるを得ないのである。例へば、分家、別家の如きが母體より分離して完全なる獨立を持つに至るとか、其營む業務が更改せらるゝとか、或ひは又従業員の内に賃銀労働者、又は俸給生活者の類を取入れるとか云ふが如くである。資本の如きに就ても、本來は家産を基礎とし、之が維持保全を圖ることが試みらるゝのであつて、必ずしも利潤の増殖を目的としないのである。即ち、谷口氏の所謂、『擴張再生産よりも、寧ろ單純再生産が進行する、』（前掲論文、第二節、但し谷口氏は「生業」としての家内工業に就て此説明を行ふのであるが、私の謂ふ意味）。然し、業務の規模が大となり、又は市場經濟の變化に伴ふ經營の存立を圖る必要上、危險分散をなさざるべからざるに至つては、（通論、一、五九頁）、之に他人資本を加へて會社組織とし、又或は他の純粹なる企業經營との間に一定の關係を結ぶに至ることあるべきである。

三

此處に起るべき問題は、斯くの如き生業及び家業を、一個の經營形態として概念すべき必要及び實益ありやと云ふ問題である。論者或は言ふであらう。現代は所謂資本主義經濟の時代であつて、斯くの如き中世的なる經營形態は、寧ろ派生的なるもの、又は潰滅しつゝある過渡的存在であつて、殊更に問題とするの必要がないであらう、と。

之に就ては、二の側面より疑問を提出せざるを得ないのである。其一は、斯くの如き經營形態は果

して現代に於て存在せざるや、又存在の價值を有せざるやと云ふ點であり、其二は、謂ふ所の資本主義的經營形態なるものは、全く『近代的なる』形に於てのみ其の成育を遂げつゝありや、と云ふ點である。若し又、斯くの如き經營形態の存立を認識する實益に至つては、多くの側面より應ふことを得べしと考ふるのである。凡そ現時に於て、生業及家業が其存立を危くせられつゝある部分ありとするならば、其の因つて來る所は、何に基くか、を詳く知ることの必要ある點であり、若し又、之を整理し、或は近代化せしむることを適當なりとするならば、何に依つて、而して如何なる限度に於て、斯くの如き結論の妥當性を認め得べきや、を確かむる必要に基くものである。

1 中小經營の從來に於ける意義

論議を進むる順序として、所謂、中小經營の意義を、此處に言ふ生業及び家業の概念を以て規定することを適當とすべしとなす私の考へを説明することが、便宜に適ふであらう。

中小經營と大經營との區別は、實際上其必要が認められて居るに拘らず、理論的に之を區別するとは、從來頗る曖昧に行はれて居る。或場合には、單純に『この區別は、性質上の差よりも、寧ろ程度の差を現はすものである』(坂西由藏博士、前掲『企業理論』(改造社版)經濟學全集、一六〇頁)となされ、又或は『理論的に決定せらるべきでない』(上田貞次郎博士『商工經濟』(舊)商學全集版一〇五頁)とさへ説かるゝものである。然しながら、多くは松崎壽博士の指摘する如く(松崎壽博士、『本邦中小工業金融論』四一五頁)『區別は實際上困難であるとして、此問題に深く立入ることを避け、常

識的解釋により直ちに』問題に突入して居る者が多い状態である。現に官廳、公共團體、或は一般の論客が、中小經營問題を扱ふ場合に於て、多くは、之等先學が論ぜらるゝ所の如き態度が採られて居るのである。外國に於ける論著の一々に就ても之を舉證する紙幅の餘白を持たぬが、同様の状態である。尤も、具體的な政策を樹て、或は統計を作成する必要上、或程度の確然たる限界を設けることの要求に迫られたる場合には、一定の外形的标准を定むることに依つて、其限界を立つることが普通に行はれて居る。

此場合に於て、採らるゝ標準の主なるものは、(一)從業者數、(二)機械動力の使用の有無、及び機械の臺數、動力のキロワット數等、(三)資本の多寡、(四)特に必要とする融通金額、(五)企業形態——例へば株式會社なりや否や、(六)農業に於ては耕地面積、(七)商店にあつては賣場面積、或は賣場臺數等、(八)或場合には、納稅額及び負擔する租稅の種類——國稅負擔者なりや、地方稅負擔者なりや、と云ふが如く、多くの外形的标准が漁り廻されて居るのである。

最も普通なる標準として採らるゝ、(一)從業者數の場合に就て云へば、其人員、一人より五人迄を小經營、六人より五十人迄を中經營、五十一人以上を大經營として居る。此分類は、ドイツ、オーストリア、フランス、アメリカ等に於て採用せられて居る。尤もフランスに於て、從業者四人以下を小工業、五人以上四十九人以下を中工業、五十人以上を大工業として居る例もある。英國の工場法に於て、五十人以上の勞働者を有するものを工場(Factory)と稱し、五十人未満を有するものを仕事場(Workshop)として區別せられたこともある。我國に於ても、工場法其他、大體に於て、此種の區別に倣つて居る様である。但し之にも異議があるものがあつて、

五六千人迄の従業者を有するものを小工業の中に數ふ場合もあるのである。(上田博士「小工業問題」社會政策學會論叢第十一冊三〇—三二頁)。松崎博士の如きは職工數十五人未滿を小工業、十五人以上百人未滿を中工業、百人以上を大工業となすべしと云ふ。(前掲書、八頁)(二)機械動力を採用するものは、之を以て工場制經營と、手職經營を區別せんとするものであり、(三)資本の多寡を採るものは、多くは會社の大小を元入資本に依つて測定し得るとの構想に出づるものである。尤も、之は餘りに形式的であつて、實情に適しないとなす所より(通論、一三四頁參照)、(四)融通金額を採るものを生じ來るのである。例へば、日本興業銀行が關東大震災以後行つた中小工業者救済資金は、其融通金額を一口、一千圓以上十萬圓と制限し、其他諸官廳、公共團體、商工會議所に於て昭和二年の金融恐慌昭和九年の關西風水害後の如きに、貸出金の限度を以て目的とする中小經營の限界を定めた例がある。前掲の松崎博士が、一口三千圓未滿の融通をなすを要する階級を小工業、三千圓以上一萬圓未滿を中工業、二萬圓以上を大工業すると云ふ様な例も即ち之に屬する。(五)企業形態に就ては、個人企業のものを中心經營、株式會社組織のものを大經營とするが如きは普通の考へである。農業、林業、水産業、商業、其他に就て夫々特殊の標準を用ひて此の限度を定むる例は頗る多い。例へば、(六)農業に就ては、耕作面積五段未滿、一町未滿、二町未滿、十町未滿等々を以て區分するが如く、外國の一例を舉ぐれば、スイスに於て、三—五、五—一〇、一〇—一五、一五—三〇、三〇—七〇ヘクタールを以て、小、小中、中、中大、大經營の限界とするが如きも同様である(一ヘクタール=一・〇〇八三町)。(七)中小商店と百貨店とを區別する標準として、賣場面積二十坪、五十坪、百坪、千坪、三千坪、六千坪等を以て區別すると云ふが如きである。(八)納税額及び負擔する租税の種類の如きを以て定むる例は、東京市の中小商工業者調査(昭和七年刊行)其他の如きに見らるゝのである。

尤も、之等の外形的標準は何れにしても、頗る便宜的のものであるから、或場合には、此の内、數個の標準を組み合せて實情に合ふことを試みられて居ることもあるのである。例へば従業者數と、融通資本、經營形態を合せ採用すると云ふが如く、又或は従業者數、設備の大小を考ふると云ふが如くである。

元より之等の外形的標準に依つて、中小經營の範圍を規定することの便宜は、私も之を認むるに吝かなるものではないが、之等の形式的標準を採ることの内に潜む中小經營の經營形態としての本質を見透すことを忘れてはならぬと思ふのである。

現に、(一)經營の規模を従業者數によつて定むることは、從來最も普通に行はれて居るのであるが、此際に於て、一人二人の端數の上下に意味があるのではなくして、經營の主體たる主人の地位が如何なる状態に於て發揚せらるゝかと言ふ所に、意味があることを忘れてはならぬのである。従業者五人以下と言ふ場合は、事實上主人の技能を中心として仕事が行はれ、従業者が其手足となつて働き得る所に、其特徴があると考へらるゝのである。(五人原理 Five Parsons) 從業者の中にも亦、様々の種數があり、後に述ぶるが如く、機械動力を利用するものもあり得るのであるから、其の仕事の性質によつては、之が十人十五人に伸張せらるゝことあるべきである。五六十人を限度としては、主人が個人的なる指導を行ひ得、主人と従業者とが人格的接觸(Personal Contact)を持ち、自ら家族的なる融合を基調として業務を営み得ることを意味するのである。百人又は三、五百人の場合に於ても、個人的なる影響を及ぼし得るには相異なるが、既に近代的なる組織の形態に一步を踏み入れて、近代的經營者の意味に於ての指導者の地位に近づくのである。

農業に於ける耕地面積、商店に於ける賣場面積の廣さが意味を持つことも亦、工業に於て従業員の

數を採ることと同じく、之に従つて必要とする従業者の數に關聯があり、主人を中心として妻子のみを以て仕事をなし得るや、家族及び家族的なる従業者に依つて仕事をなすや、又或は、賃銀労働者及び俸給者又は臨時雇を必要とするに至るやが之に現れて來るのである。即ち、農業に於ける小作、小農、商店に於ける小商人、小規模單體小賣商の如きは、前者の例であり、他も従つて之に準ずるのである。

工業に於ける機械動力の使用の有無の問題は、多少の説明を要するであらう。通常、所謂中小經營と大經營との差異を定めんとする場合に於て、二の相異なる要求があることを知らねばならぬ。其一是、中小經營と大經營との差を求むるに、所謂手工業及び家内工業と工場制工業とを區別せんとするものであり、其二是、等しく工場の内にあつて、大中小を區別せんとするものである。例へば、等しく紡績工場の内にて、大中小を區別し、鐵鋼業に於て、大中小を區別せんとするが如き要求である。此の第二のものは、等しく大中小の語を以て現はされはするが、寧ろ、此場合は間接費の經濟と、經營規模の適度限界とに關聯を持つのである。即ち、コストとプライスの問題が中心となる近代經營内に於ける經營の種類を定むるが爲の意味を有するのである。従つて自ら第一の要求とは區別する目的を異にするのである。此際に於て、問題となるのは、主として第一のものである。

之と同様の混同は、農業、及び商業の如きに就ても亦、存する。例へば、農業に就て、單純に耕地面積のみを以て言ふ時は、小作に

於けるものと、自作に於けるものと、地主の場合と、而して自小作、地主兼自作の場合とに於て、更に進んでは機械動力を利用する大農との間に、異なるものを同一に見做すの弊に陥るのである。商業に就ても、單純に賣場面積（従業員數、或は賣上金額の如きを探るも亦、同様である。）を探る時は、例へば、小規模商店に就てのみ言ふも、小規模單體商店と其本支店制度と、併して連鎖店に屬する單位店と百貨店又は問屋に屬する特約連鎖店、或は、消費組合に屬する店舗等との間に、混同を生ずることになると言ふが如くである。

然るに蒸氣動力時代（通論、四九頁）に於ける差別としては、機械動力の有無が單純に問題となり得たのであるが、今日の如き電氣動力時代に於ける工業としては——ガス、燃料油を用ふる機械動力、或は藥品を用ふる理化學的操作を前提とする工業に就ても亦、同様の問題を生ずる。——機械動力を用ふる中經營も亦、成立ち得る譯であつて（平井泰太郎『經營學の常識』千倉書房版、五五頁、通論、二四六頁）、此事のみが區別の標準となり得る譯がない。即ち、機械動力を使用するに就ても、如何なる狀態に於て、主人の技術的能力及び經營的才幹が働くか、従業員との關係は如何、と云ふ所が區別に意味を持つのである。

（二）斯く觀じ來れば、中小經營の意義を定むるに就て、單純に技術の形式、又は經營設備——物的要素のみならず、人的要素の量、及び質を含む意味に於て——の外形的基準のみを以てしては、中經營の本質を捉へ得ざることが諒解出來るであらう。即ち、此處に於てか、之等の技術的基準と相並んで、資本、資金、收益、或は企業形態等の標準が、寧ろ正しき標準として、單獨に、又は前者と併せて採用せらるゝ所以が諒解せらるゝであらう。

但し、之等と雖も亦、外形的にのみ把握せずして、其實質に立至つて考察することが必要となるの

である。例へば、資本及び資金の性質を諒解するに就て、中小經營と大經營との間には、自ら差別の存するものがある。蓋し、近代的企业に於ては、總ての設備及び資金が、資本化せらるゝに反して、中小經營に於ては、資本化せられず、又せらるゝの必要がない。(通論、九〇、一一九、及び一五六頁參照——此點に就ては、別に『經營形態と會計形態』神戸商業大學落成式記念論文集(昭和十年十月)刊行の豫定)の小文に於て觸れる筈である。従つて、此處に於ても亦、單純に元入資本等々を以て判斷し得ないことになる。大經營に於ては、資本金額が意味を持つこと多きに反して(但し、資本金は總ての場合に最も決定あつても、業務の性質により、資本金よりも銀行等に於ける預金高、保險等に於ける契約高の如く、營業量或は其他の標準の方が規模を表すが如きこともある)、寧ろ、中小經營に就ては、融通資金の多寡の方が標準となる所以である。何者、融通資金は、主人の能力に應じ、又は其家産を前提とする主人及び其家族の人的信頼に依るが故である。

中小經營を決定するに就て、個人企業なりや、人的會社なりや、又は株式會社なりや、を考慮せらるゝ所以も亦、此處に存するのである。但し、之とても其法律形態が問題となるに非ずして、經營形態の實質が問題となるのである。

個人企業は、本來の形に於ては、生業的存在である。而して人的會社は家業的存在に適合するものである。之は株式會社が近代的企业形態として資本會社なると對比する。但し、法律上の形式は、經營の便宜に従つて選ばんが故に、必ずしも、經濟上の意味に於ける經營形態とは一致して來ない。現に現在に於ける株式會社に見るも、資本金五萬圓未満のもの二八%、五——一〇萬圓未満一七%、一〇——五〇萬圓未満三三%であつて、五十萬圓以上の方が二二%に過ぎないのである。合名會社、又は合資會社の中に於ても、寧ろ頗る大なる規模のものを含むのである。(通論、一〇二——三頁)

論じて此處に至れば、從來、外形的標準に依つて探し求めんとした中小經營の本質は、私が此處に云ふ生業及び家業の經營形態を意味するものなることを知るであらう。大經營と云ふのも、『程度の差には非ずして、』近代的企业の性質を有するものを意味せんとすることが諒解出来るであらう。若しも程度の差のみとするならば、從來の意味に於ける大經營以上に、今日は『超大經營、又はウルトラ超大經營』(經營學の常識 四四頁)も亦、存するのであると稱せざるを得ないのである。

四

中小經營が現時に於て、我國産業上、頗る重要な存立を持つことは、既に多くの論者の指摘する所である。生産量に於て然るのみならず、全國民の中に於ける關係者數、又は各産業部門に於ける經營の絶對數及び相對數に於て、近代的大企業に比較して、優るとも劣る所なき數字を示して居るのである。又、過去に於ては元より、現在に於て又然り。最近に於ける經營規模推移の趨勢に於て又然り。紙幅の關係上、一々數字を掲げ得ないことを遺憾に思ふ。關係書に就て参照せられ度し。趨勢を表す統計表の一は、經營學通論に於ては、二一八—二一九頁参照。此問題に就ては、他日、別著『經營業務論』(東洋出版社、經營學全集版)に於て、尙觸れることとする。

但し、此處に於て附言して置き度いことは、所謂生業經營と、家業經營とは、企業經營に對して、發展的階段としての意味を持つ以外に、夫自體として、又存在を持つことである。

生業經營の内の或るものは、家業經營に進展し、家業經營の或るものは、企業經營的存在となりつ

つある。即ち、中經營が或る場合には、中小經營の名に於て、同一の生活原理に支配せられたるものとして、營利原則に指導せらるゝ企業經營に對立的なる地位を持つことあると共に、又時としては、中大經營として（臨時産業合理局の用語の例を見よ）、小經營に對蹠的地位を持ち、企業經營的なる存在を持つことである。

而して此の意味に於ける大經營と、中經營及び小經營は、互に對立的の地位に立つに非ずして、相結び、相補ひつゝ、其業務の營みをなしつゝあるのである。私が別の小文、例へば、『經營者職能の外縁的分擔』（國民經濟雜誌第五十七卷）（第五號昭和九年十一月號）、及び『中小經營の他力更生』（國民經濟雜誌第五十八卷）（第一號昭和十年一月號）に於て説明したるが如くである。尙更に重要なものは、斯くの如き各種形態の經營が相結び、相補つて存立することの結果、現代の營利主義經濟機構の内に、生活原理に導かれたる衣食主義的要素の都合よき抱擁が行はれて居ることであり、個人主義的にして自由競争を基調とする有償的交換經濟の機構の内に、連帶主義的なる相互扶助、共存同榮の經濟機構が、巧みなる調和を保ち得る所以なりと思ふのである。斯くして貨幣經濟的なる計算的合理主義を補ふに、天分と才能とに應ずる仕事をなさしめ、又適正なる判斷を誤まらしめざるを得るのではないかと思ふのである。

此點を詳論するが爲には、併せて現代に於ける企業經營の實相を、此觀點より改めて究明せざるを得ないのであるが、一應問題を提起するに止めて他日の機會に譲る。（一九三五年七月、六甲台に於て）